

重要電源開発地点の指定制度の概要

【指定の目的および効果】

- ・ 地元合意形成の促進
- ・ 許認可手続きの円滑化等
- ・ アナウンスメント効果 など

【対象電源】

- ・ 原子力
- ・ 水力（1万kW以上、ダムを設置を伴うものなど）
- ・ 地熱（1万kW以上）
- ・ 火力（沖縄県内の1万kW以上）

【対象事業者】

- ・ 電気事業者
- ・ 卸供給事業者 など

【申請後になされる国の行為】

- ・ 資源エネルギー庁長官が「都道府県知事に対する意見照会」および「重要電源関係府省協議会での審議」を行う
- ・ 経済産業大臣が「地点指定」および「申請者への通知」を行う

【指定要件】

- ・ 供給計画への記載
- ・ 電源開発の計画の具体化が確実で、電力需給対策上重要な電源
- ・ 立地市町村長の同意
- ・ 意見照会に対する知事の意向の考慮
- ・ 関係府省の同意
- ・ 指定により立地の促進 など

【指定期間】

- ・ 指定を行った日から運転を開始した日まで